

## 建設現場における遠隔臨場の令和8年度の試行方針

建設現場における遠隔臨場については、「建設現場の遠隔臨場に関する試行について」（令和4年3月25日付け技第1076号）により、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要綱」、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」及び「建設現場における監督試行要領」を通知しているところである。試行実施に当たっては上記要綱、要領によることを基本とするが、より効果的に取り組むため、令和8年度における具体的な実施方針をとりまとめた。

### 1 実施目的

遠隔臨場とは、発注者と受注者が会することなく、モバイル端末により撮影した映像と音声インターネット経由で配信するなど、双方向の通信技術を活用し、工事における通常の打合せのほか、土木工事標準仕様書に定める「段階確認」、「材料確認」、「立会」及び「臨時検査」を行うものであり、

- ・ 受発注者の移動時間の削減や、工事の手待ち時間の削減等による生産性の向上
  - ・ 受発注者間における段階確認等の日程調整の円滑化
- を目的とする。

### 2 重点的な取組工事

基本的に全ての工事を対象にするが、本庁又は各地域機関等で発注する工事の内、遠隔臨場に必要とする機器の準備と運用が可能であり、効果の検証及び課題の抽出が期待できる工事において「段階確認等を、映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件にあてはまるものは重点的に取り組むものとする。

- ① 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するに当たり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
  - ② 構造物等の立会頻度が多い工事
- ※ 遠隔臨場を適用する工種、細別、確認項目等について、現場条件を考慮し、受発注者間にて協議の上、選定することとする。
  - ※ 通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としないこととする。

### 3 令和8年度の取組

- (1) 原則、全ての工事の特記仕様書（別紙1）を添付する。
- (2) 取組目標を以下のとおり設定する。
  - ① 各所属発注工事の2割以上で、「立会」、「段階確認」、「臨時検査」等を遠隔臨場により実施（各監督員2工事以上を目途とする。）
  - ② 県外の工場検査は、原則、遠隔臨場により実施

#### 4 その他（補足事項）

- (1) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督員等は机上確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。
- (2) 遠隔臨場が適さない工種・項目は、通常の「現場臨場」を行うものとし、全ての工種、項目で遠隔臨場を実施する必要はない。
- (3) 従来の受発注者が会する段階確認等の実施は、監督員の現場状況の詳細な把握、受発注者間のコミュニケーション強化及び監督員の現場からの学び・技術力の向上等に引き続き必要なことから、段階確認等のすべてを遠隔臨場にて実施することにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら活用するものとする。
- (4) モバイル端末等の活用は、段階確認等だけでなく、緊急時（現場不一致、災害、事故等）における早急な情報共有でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。